

借地権申告書

令和 年 月 日

借地権者	住所	〒		
	生年月日	平成 昭和 大正 明治 年 月 日		
	ふりがな氏名		電話	
土地所有者	住所	〒		
	生年月日	平成 昭和 大正 明治 年 月 日		
	ふりがな氏名		電話	

(あて先)宇都宮都市計画事業 土地区画整理事業  
 施行者 宇都宮市  
 代表者 宇都宮市長 佐藤 栄一

全部  
 次表の土地の 平方メートルについて、下記の内容の借地権を有することを  
 一部  
 申告します。

令和 年 月 日 土地登記簿記載事項						
町名	字	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	摘要	所有者の住所及び氏名

記

地番	地積(m <sup>2</sup> )	契約年月日	摘要
		年 月 日	

\*添付書類 ・借地権を証する書類 ・借地権者、土地所有者の本人確認書類

備考

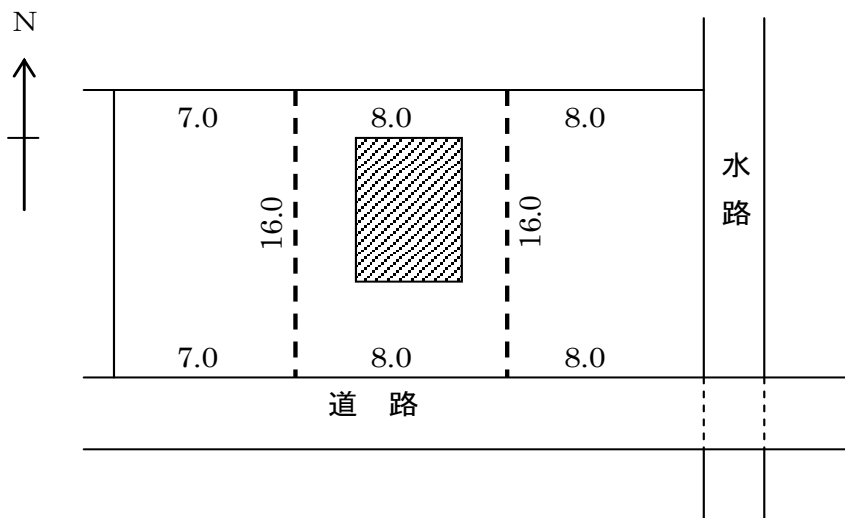
- 借地権の目的である権利が土地所有権以外の権利である場合は、「土地所有者」を「借地権の目的である権利所有者」と書き換えて使用してください。
- 土地所有者が連署せず、借地権を証する書類を添えて申告する場合は、「土地所有者」欄は記載しないでください。
- 借地権者又は土地所有者が法人である場合は、「住所」「氏名」欄には法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載し、「生年月日」欄は記載しないでください。
- 定期借地権の場合は、「摘要」欄に借地期間を記載してください。
- 借地権者、土地所有者とも、本人が署名し、本人であることを確認するための本人確認書類(運転免許証、個人番号カード、または旅券等の写し、(法人にあっては印鑑証明書)、その他その者が本人であることを確認するに足りる書類)を添付してください。

権利部分の位置見取図

(権利部分の位置見取図についての注意)

- 1 権利が一筆の土地の全部のときは、見取図は必要ありません。
- 2 権利が一筆の土地の一部であるときは、その権利の目的となっている部分の位置を明らかにするために、見取図に次の事項を記載してください。
  - (1) 権利の目的となっている土地の一筆全部と、これに接する道路、水路等
  - (2) 権利の目的となっている部分の周囲の長さ、筆界からの距離
  - (3) 権利の目的となっている部分に建物、工作物があるときは、その位置及び形状
  - (4) 方位
- 3 権利が2筆以上の土地にまたがる場合は、各筆ごとに権利の目的となっている部分の周囲の長さ、筆界からの距離を記載してください。

(記載例)



借地権申告書

令和 ○年 ○月 ○日

借地権者	住所	〒111-1111 宇都宮市□□町 □-□		
	生年月日	平成 昭和 大正 明治 ○○年 ○月 ○日		
	ふりがな氏名	くかく はなこ 区画 花子	電話	028-611-□□□□
土地所有者	住所	〒222-2222 宇都宮市△△町 △-△		
	生年月日	平成 昭和 大正 明治 ○○年 ○月 ○日		
	ふりがな氏名	うつのみや たろう 宇都宮 太郎	電話	028-622-△△△△

(あて先)宇都宮都市計画事業 ○○○○ 土地区画整理事業  
 施行者 宇都宮市  
 代表者 宇都宮市長 佐藤 栄一

各地区の正式な事業名を記載してください。

次表の土地の **全部** ○○○○ 平方メートルについて、下記の内容の借地権を有することを申告します。  
 一部

一筆の場合は、「全部」に○をしてください。

令和 ○年 ○月 ○日					土地登記簿記載事項	
町名	字	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	摘要	所有者の住所及び氏名
○○町	○○	○○-○	宅地	○○.○○		宇都宮市△△町 △番地△ 宇都宮太郎

記

地番	地積(m <sup>2</sup> )	契約年月日	摘要
○○-○	○○.○○	令和○年○月○日	

\*添付書類 ・借地権を証する書類 ・借地権者、土地所有者の本人確認書類

備考

- 借地権の目的である権利が土地所有権以外の権利である場合は、「土地所有者」を「借地権の目的である権利所有者」と書き換えて使用してください。
- 土地所有者が連署せず、借地権を証する書類を添えて申告する場合は、「土地所有者」欄は記載しないでください。
- 借地権者又は土地所有者が法人である場合は、「住所」「氏名」欄には法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載し、「生年月日」欄は記載しないでください。
- 定期借地権の場合は、「摘要」欄に借地期間を記載してください。
- 借地権者、土地所有者とも、本人が署名し、本人であることを確認するための本人確認書類(運転免許証、個人番号カード、または旅券等の写し、(法人にあっては印鑑証明書)、その他その者が本人であることを確認するに足りる書類)を添付してください。

### 権利部分の位置見取図

※権利が一筆の土地の一部であるときは見取り図を記載してください。

(権利部分の位置見取図についての注意)

- 1 権利が一筆の土地の全部のときは、見取図は必要ありません。
- 2 権利が一筆の土地の一部であるときは、その権利の目的となっている部分の位置を明らかにするために、見取図に次の事項を記載してください。
  - (1) 権利の目的となっている土地の一筆全部と、これに接する道路、水路等
  - (2) 権利の目的となっている部分の周囲の長さや筆界からの距離
  - (3) 権利の目的となっている部分に建物、工作物があるときは、その位置及び形状
  - (4) 方位
- 3 権利が2筆以上の土地にまたがる場合は、各筆ごとに権利の目的となっている部分の周囲の長さや筆界からの距離を記載してください。

(記載例)

